

(参考)

引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費(令和3年度決算見込み)

引上げ分の地方消費税収は、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるとされています。

- 1 引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分の市町村交付金を除く) 21,624 百万円
- 2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(一般財源) 143,864 百万円

(単位:百万円)

分野	令和3年度決算見込額	
	総額	うち一般財源
医療	67,101	60,698
介護・高齢者福祉	28,957	28,188
子ども・子育て	30,894	27,760
障害者福祉	18,921	17,582
その他	21,643	9,635
合計	167,517	143,864

※1 四捨五入の関係で、表内の計算が一致しない場合がある。

※2 その他には、生活保護費等、貧困・格差対策に係る施策や、就労促進に係る施策等を含む。